

議 事 日 程 （令和2年6月8日第1日）

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第21号 専決処分の承認について
- 専第2号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）
- 専第3号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 専第4号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）
- 専第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 専第6号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第22号 農業委員の任命につき同意を求める件
- 日程第5 議第23号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第24号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第25号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第26号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第27号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第28号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第29号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第30号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議第31号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第32号 町道路線の認定について
- 日程第15 報第2号 令和元年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第16 報第3号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山 中 美恵子

○出席議員（10名）

1 番 石 原 英 一	2 番 渡 邊 裕 光	3 番 傍 嶋 邦 博
4 番 坂 悟	5 番 大 平 文 雄	6 番 西 松 巖
7 番 碓 井 昭 夫	8 番 岩 田 讓 治	9 番 山 中 美恵子
10 番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
会計管理者兼 税 務 課 長 坂 優	民生調整監兼 住民環境課長 吉 村 等
建設調整監兼 産業振興課長 岡 田 立	総 務 課 長 山 田 靖
企画調整課長 大 平 共 美	福 祉 課 長 坂 和 由
建 設 課 長 河 合 一	学校教育課長 堀 隆 志
生涯学習課長 今 村 厚 士	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓	書 記 定 益 直 子
書 記 山 形 さおり	

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

この晴天が終わったら梅雨に入るのかなという、またうっとうしい時期にも加わって、コロナの関係もまだ終息しておるわけでもありませんので、健康には留意していききたいなということを思っております。今日は何かとお忙しい中、議会本会議、皆さん御苦勞さまでございますが、よろしくお願いをいたします。

それでは、始めさせていただきます。

令和2年第2回安八町議会定例会初日を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、2番 渡邊裕光君、3番 傍嶋邦博君に指名いたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの12日間にすることに決定をいたしました。

議 長 町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めて皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第2回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年に入り、新型コロナウイルス感染症の蔓延が世界的規模で大き

な問題となっております。本町におきましても、感染拡大防止のため、長らく公共施設や子ども園、小・中学校の休業や諸行事の中止、延期、また事業者の方に対しましても休業、営業時間の短縮などを要請させていただきました。緊急事態宣言の解除に伴い、自粛等を緩和させていただいておりますが、全てをこれまでの状態に戻すわけにもまいりません。この議場でもマスクを着用していただき、御覧のとおりパーティションも設置をしております。第2波、第3波に備え、引き続き感染防止に努めていかなければなりません。議員の皆様には、これまでの御理解、御協力に深く感謝申し上げますとともに、どうか今後ともお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この新型コロナによる影響は甚大かつ深刻で、企業活動をはじめ事業や家計が急変された方、就労に影響を受けた方など、計り知れないものがございます。国では大型補正予算を編成し、経済の回復や生活に困窮されている方の支援に取り組んでいますし、地方に対しましては、本定例会に補正予算で上程させていただいておりますが、地方創生を図るため臨時交付金を創設しております。また、第2次補正予算も5月27日に閣議決定されております。

県でも事業者に対する協力金を含めた補正予算や、コロナと共にある新しい日常を生き抜くため、コロナ社会を生き抜く行動指針を策定しております。

町としましても、この指針を踏まえ、一刻も早く事態が収束し、これまでの日常が取り戻せることを願いつつ、臨時交付金の有効活用などにより、住民生活の支援、地域経済の活性化に努めてまいります。

また、今後も国・県の動向を注視し、迅速に対応するために急遽御参集いただく場合もあろうかと思っておりますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いをいたします。

さて、本定例会には農業委員の任命同意や新型コロナウイルス感染症対策関連を含む条例改正、コロナ対策関連の専決処分の承認として、臨時定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金などを盛り込んだ補正予算、また令和2年度一般会計補正予算などを主な案件として上程させていただいております。

なお、臨時定額給付金につきましては、5月13日から給付がスタートいたしまして、現在人口ベースで約95%給付が完了しておるところでございます。また、今週中には子育て世帯への臨時特別給付金を給付開始する予定でござ

います。

個々の案件につきましては、担当より説明させていただきますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、議第21号 専決処分の承認についてを議題といたします。

専決処分の承認は5件ありますので、5件を1議案として説明させていただき、その後に質疑を行います。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第21号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第21号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第2号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）。

令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億4,868万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月23日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

5ページは歳入、6ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額55億4,598万3,000円から270万6,000円を増額し、55億4,868万9,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

全て特定財源でございますので、歳出で御説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業予算でございます。

事業内容といたしましては、主に3つございます。

8ページの最下段、款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、増額の59万7,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の県支出金29万円は、補助率2分の1の清流の国ぎふ推進補助金で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急対応分の総務費県補助金でございます。節区分の需用費59万7,000円は、予防接種経費の医薬材料費でございます。これは安八町における新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、消毒液、マスク、プラスチック手袋、体温計等の消耗品で、感染症防止対策物品を購入するための経費でございます。

次の段、款、項とも商工費、目、商工業振興費、補正額、増額の12万円でございます。節区分の補償、補填及び賠償金12万円は、安八百梅園運営事業の梅まつりバザー補填金でございます。これは経済的損失補填といたしまして、梅まつり中止に伴う各種バザー協力団体への損失補填でございます。

次の段、款、教育費、項、教育総務費、目、放課後児童クラブ費、補正額、増額の241万6,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金241万6,000円は、緊急対応策に係ります子ども・子育て支援交付金の交付要綱の一部改正によりまして、今回特例措置分が創設され、国庫負担割合10分の10の教育総務費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金でございます。節区分の賃金241万6,000円は、放課後児童クラブ開設事業の同クラブの支援員の賃金でございます。

最下段、款、項、目とも予備費、補正額、減額の42万7,000円でございます。今回の補正予算によります財源調整のため、予備費より対応させていた

だくものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 続きまして、会計管理者兼税務課長 坂優君。

会計管理者兼税務課長 それでは、議案書11ページをお願いいたします。

税務課より、地方税法等の一部を改正する法律等が本年の3月27日に成立し、同日公布されましたことに伴いまして、安八町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、朗読説明をさせていただきます。

専第3号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月31日専決、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例等の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町税条例等の一部を改正する条例。

以下は改正条文でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

安八町税条例等の主な改正事項でございます。

まず、1点目でございますが、固定資産税におきます所有者不明土地等に係る課題への対応が行われました。所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から、第54条第2項から第8項により、使用者を所有者とみなす制度の拡大が行われました。調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、使用者に対して事前に通知した上で使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとなりました。

第55条の3では、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対し、町の条例で定めるところにより氏名、住所等を必要な事項を申告させることができることとなりました。

以上の改正は、令和2年4月1日施行とし、令和3年度分以降の固定資産税について適用されます。

続いて2点目の説明に入ります前に、これ以降の用語の説明では住民税の所得控除における寡婦控除について聞き取りやすくするため、親が女性の場合は寡婦、親が男性の場合は寡夫と述べさせていただきます。

それでは、説明に入らせていただきます。

未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦・寡夫控除の見直しが行われました。全ての独り親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平、男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を同時に解消するために、第17条から第36条の3の3による改正が行われました。

まず、未婚の独り親について寡婦及び寡夫控除を適用する。

次に、寡婦及び寡夫控除において、控除判定の所得制限の男女による差をなくし、同じといたしました。

次に、扶養する子がある場合の寡夫控除額について、寡婦及び寡夫控除にこれまで差がございましたが、差をなくし、控除額を30万円の同額といたしました。

これらは令和3年度分以後の個人住民税に適用するため、令和2年4月1日及び令和3年1月1日施行となっております。

続いて3点目、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しが行われました。

軽量な葉巻たばこは、これまで葉巻たばこに分類され、製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算して課税するという重量比例課税がなされておりました。製品重量が1グラム以下となる製品が発生し、製品が軽いことから紙巻たばこと比べて税負担が低くなっておりました。第76条、第78条の改正によりまして、軽量な葉巻たばこにつきまして、紙巻たばこと同様に本数課税が令和2年10月1日と令和3年10月1日の段階的に導入された税率を変更し、税負担の公平性が保たれることとなりました。

以上が主な改正点でございます。

これ以降におきましては、4点目に記載しております主な税負担軽減措置等につきましては、所得税における見直しに伴う住民税における所要の措置を講ずるため改正するものや、5. その他においては規定の整備を行うものや改元対応、条項、文言等の技術的な改正を行ったものでございます。詳細な部分につきましてはお目通しいただけますと幸いです。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の25ページをお願いいたします。

専第4号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

専第4号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億3,234万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億2,734万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月30日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

27ページは歳入、28ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額55億9,500万円から15億3,234万6,000円を増額し、71億2,734万6,000円とするものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

全て特定財源でございますので、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、30ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

今回の補正予算は、令和2年4月20日に国の令和2年度補正予算（第1号）の変更について閣議決定がなされ、変更後の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を実施するための補正予算が4月30日に成立しましたことを受けまして、それに関わります事業の施行経費を計上したものでございます。

事業内容といたしましては、総務課で実施する特別定額給付金給付事業と福祉課で実施する子育て世帯への臨時特別給付金の2つの事業でございます。総務課からは前者の特別定額給付金の給付事業につきまして御説明させていただきます。

30ページの上段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、

増額の15億934万6,000円でございます。財源内訳といたしまして、全て特定財源で、国県支出金の国庫支出金15億934万6,000円は、特別定額給付金事業費補助金14億9,000万円と、特別定額給付金給付事務費の補助金1,934万6,000円で、補助率10分の10の全額国費でもって対応するものでございます。まず、給付に係る事務費につきましては、節区分の1番の報酬から17番の備品購入費まで総額1,934万6,000円でございます。内訳といたしまして、節区分1番の報酬から8番の旅費までは今回の事業実施に際し、会計年度任用職員を採用するための報酬、費用弁償、会計年度任用職員を含む職員の時間外勤務手当などの人件費関係で542万2,000円、10番の需用費で消耗品の購入や封筒の印刷製本費の203万円、11番の役務費で申請書の送付、返信用の郵送代の通信運搬費や金融機関への振込手数料で385万8,000円、12番の委託料で申請書の作成、給付に係るシステム開発業務の385万円、コピー機の使用料及び賃借料で5万円、専用端末、モノクロプリンター機器などの備品購入費413万6,000円でございます。次に給付事務費につきましては、18番の負担金、補助及び交付金の交付金で、給付対象者1人につき給付金10万円を支給するために14億9,000万円でございます。

議長 続きまして、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 同じく議案書の30ページ、下段をお願いいたします。

福祉課から後者の子育て世帯への臨時特別給付金について御説明申し上げます。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の2,300万円。特定財源の国庫支出金2,300万円は、子育て世帯への臨時特別給付金の事業費補助金で2,100万円及び事務費補助金で200万円でございます。いずれも10分の10の補助率でございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円の臨時特別給付金を支給するとされたことによるものでございます。節区分の職員手当等10万円は時間外の勤務手当、需用費の消耗品12万6,000円は事務用品、印刷製本費の19万4,000円は封筒の印刷代、役務費の通信運搬費34万8,000円は切手代、手数料39万円は振込手数料、委託料の業務委託84万2,000円はシステム改修費、負担金、補助及び交付金の2,100万円は対象児童2,100人分への交付金でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いします。

議長 会計管理者兼税務課長 坂優君。

会計管理者兼税務課長 33ページをお願いいたします。

それでは、税務課から朗読説明をさせていただきます。

専第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年4月30日専決、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町税条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

町税条例の主な改正事項です。

本改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置によるものでございます。本件が本年の4月30日に成立したことに合わせ行ったものでございます。

まず1点目でございますが、徴収の猶予制度の特例といたしまして、附則第23条において収入が大幅に減少、前年度比おおむね20%以上の減少をした場合でございますが、におきまして、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例規定を準用するものでございます。

2点目でございますが、固定資産税では、附則第9条、附則第9条の2の改正によりまして、中小事業者等が所有いたします償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が行われ、3か月間の売上高が30%以上減少している厳しい環境にあります中小事業者等に対しまして、売上高の減少率に応じまして令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係ります固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとするものでございます。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、適用期限を2年延長し、課税標準額をゼロとする改正でございます。

3点目は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長が行われました。税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長いたしまして、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする改正でございます。

4点目のその他といたしまして、イベント中止等をした主催者に対する払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係ります個人住民税における控除への対応、さらに住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係ります住民税における適用期限の延長対応などを行うものでございます。

以上の適用時期につきましては、それぞれ公布の日及び令和3年1月1日施行となります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 最後です。学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 37ページをお開きいただきたいと思います。

専第6号につきまして、朗読並びに御説明いたします。

専第6号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ426万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億3,160万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月8日専決、安八郡安八町長。

1枚めくっていただきまして、39ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

39ページが歳入、40ページが歳出でございます。

どちらも補正前の額71億2,734万6,000円に補正額426万円を足しまして、71億3,160万6,000円にするものでございます。

41ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額、増額の426万円でございます。節区分といたしまして、財政調整基金繰入金でござ

います。財源調整のため、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

42ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款、教育費、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の193万6,000円。節区分といたしまして、需用費、修繕費で193万6,000円でございます。登龍中学校の小荷物昇降機の取替えの修繕費でございます。

続きまして、下段、項、保健体育費、目、学校給食費、補正額232万4,000円。節区分といたしまして、使用料及び賃借料232万4,000円でございます。給食センターの厨房室のエアコン取替え工事及び冷蔵庫の取替え工事のリース料でございます。

以上、専第6号、一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまは専決処分5件について、るる説明を頂きました。

本件について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり承認をいたしました。

議 長 日程第4、議第22号 農業委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第22号につきまして、朗読させていただきまして提案説明とさせていただきますと思います。

議第22号 農業委員の任命につき同意を求める件。

農業委員を次のとおり任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和

26年法律第88号) 第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、まずお一人目、住所、安八郡安八町牧1628番地。氏名、金森成男。生年月日、昭和22年12月1日生まれ。

お二人目、住所、安八郡安八町西結2063番地。氏名、渡部英晴。生年月日、昭和19年9月6日生まれ。

3人目、住所、安八郡安八町東結751番地。氏名、小川志須我。生年月日、昭和27年8月9日生まれ。

4人目です。住所、安八郡安八町牧903番地。氏名、渡邊明博。生年月日、昭和22年1月7日生まれ。

5人目、住所、安八郡安八町氷取1177番地。氏名、栗原宏行。生年月日、昭和34年7月1日生まれ。

6人目でございます。住所、安八郡安八町西結498番地。氏名、高田孝夫。生年月日、昭和24年12月25日生まれ。

7人目、住所、安八郡安八町西結677番地。氏名、臼井幸久。生年月日、昭和26年1月1日生まれ。

8人目、住所、安八郡安八町牧3524番地の4、氏名、渡辺かず子。生年月日、昭和30年12月12日生まれ。

9人目でございます。住所、安八郡安八町森部590番地の1。氏名、山北幸泰。生年月日、昭和32年7月22日生まれ。

10人目でございます。住所、安八郡安八町南今ヶ淵51番地。氏名、坂直美。生年月日、昭和23年2月4日生まれ。

11人目、住所、安八郡安八町大明神690番地。氏名、岩田正孝。生年月日、昭和19年6月13日生まれ。

12人目、住所、安八郡安八町南條517番地の1。氏名、西松久夫。生年月日、昭和25年6月15日生まれ。

13人目、住所、安八郡安八町牧1972番地。氏名、渡邊秀雄。生年月日、昭和33年7月5日生まれ。

最後でございます。14人目、住所、安八郡安八町中224番地。氏名、坂敏雄。生年月日、昭和24年5月29日生まれ。

以上、14名全ての方におきまして農業委員会の職務を適切に行うことができる方であると信じております。

なお、任期は令和2年7月20日から3年でございます。

どうぞ任命につきまして御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 本件のうち、渡邊明博君の一身上に関する事件が含まれているため、地方自治法第117条の規定により渡邊明博君の退場を求めます。

〔10番 渡邊明博君 退場〕

議 長 本件のうち、渡邊明博君の任命同意については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件のうち、渡邊明博君の任命同意について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号のうち、渡邊明博君の任命同意は原案どおり同意することに決定をいたしました。

〔10番 渡邊明博君 入場・着席〕

議 長 続いて本件のうち、渡邊明博君を除く者の任命同意については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件のうち、渡邊明博君を除く者の任命同意について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号のうち、渡邊明博君を除く者の任命同意は原案どおり同意することに決定をいたしました。

議 長 日程第5、議第23号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第23号を朗読説明申し上げます。

議第23号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

安八町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたことに伴い、通知カード再交付手数料を廃止するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町手数料条例の一部を改正する条例。

安八町手数料条例（平成12年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正条文でございますが、別冊の議案資料の7ページのほうに新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

新旧対照表は左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

この手数料条例の別表につきましては、町が頂く手数料の規定をしておるものでございます。

今回、先ほどの提案説明でもありました法改正によりまして、通知カードの廃止が規定されております。そこで、今回、町条例で通知カードの再交付手数料というのを設定しておりますが、そちらのほうを削りまして、あとの番号を繰り上げるものでございます。

議案末尾に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第23号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第6、議第24号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の51ページをお願いいたします。

議第24号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第24号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、53ページをお願いいたします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきまして、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の9ページを併せて御覧ください。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表。

左が改正前、右が改正後でございます。

この条例は、ゼロ歳から2歳児の満3歳未満の乳幼児を対象とし、それを家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業、また事業所内保育事業といい、その設備及び運営基準を定めるものでございます。

改正の内容といたしましては、保育所等との連携、第6条の関係でございます。家庭的保育事業者等による乳幼児の卒園または終了後の受入先確保について、引き続き教育または保育の提供を受けることができる場合には、受入先確保のための連携施設の確保を不要とする改正でございます。

次に、居宅訪問型事業、第37条関係では、母子家庭等の保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施を可能とする改正でございます。

議案書の53ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布

の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第24号は、会期の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は会期の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第25号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 55ページをお願いいたします。

議第25号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第25号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、57ページをお願いいたします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきまして、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の11ページを併せて御覧ください。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表。

左が改正前、右が改正後でございます。

この条例は、認定こども園、幼稚園、保育所という教育・保育施設、そして家庭的保育事業、居宅訪問型事業、事業所内事業という地域型保育事業の運営基準を定めるものでございます。

改正の内容といたしましては、特定教育・保育施設等との連携、第42条関係では、特定地域型保育事業者による特定地域型保育事業所卒園または終了後の受入先確保につき、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携する施設の確保を不要とする改正でございます。

議案書の57ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第25号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、議第26号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第26号を朗読説明申し上げます。

議第26号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明としまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金を支給することに

なったため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、61ページをお願いいたします。

安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

安八町後期高齢者医療に関する条例（平成20年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

第2条と申しますのは、安八町において岐阜県後期高齢者医療広域連合の仕事、事務を受託するものでございますが、この中に第8号としまして、広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付の事務を加えるものでございまして、前8号であったものを第9号とするものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第8号の規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年岐阜県後期高齢者医療広域連合規則第4号）で定める日までの間に属する場合に適用する。

また、議案資料の13ページには新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御精読いただきますようによろしく申し上げます。

以上で御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第26号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第9、議第27号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の63ページをお願いいたします。

議第27号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第27号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について。

安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）の施行に伴い、債権関係の規定の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、65ページをお願いいたします。

安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

安八町営住宅管理条例（平成9年安八町条例第30号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料15ページをお願いいたします。

安八町営住宅管理条例新旧対照表。

左が改正前、右が改正後でございます。

第18条、敷金を規定する条文でございますが、第2項の次に第3項として、入居者に家賃の未納があった場合など敷金をその債務に充当できる規定を加え、以下の項を繰り上げます。

改正後の第4項では、入居者に敷金を還付する際、未納の家賃、損害賠償金に加え、その他の債務不履行があった場合にも、敷金からその債務を控除できるよう改正するものでございます。

第20条、修繕費用の負担に関する規定では、改正民法で通常の損耗、経年変化は賃借人、いわゆる町が原状回復義務を負うことと規定されたため、修繕費用の区分を改正するものでございます。

第20条第2項、第21条第1項第4号につきましては、今回の改正に伴い文言の修正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

第41条、住宅の明渡請求に関する規定でございます。第3項において不正入居者に対する家賃の差額に係る利息を年5分の割合から法定利率に改めるものでございます。

議案書の65ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置として、第2項、第41条第3項の改正規定の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の安八町営住宅管理条例第41条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第27号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。11時15分から再開をいたしますのでよろしくをお願いをいたします。

(午前11時04分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長 再開をいたします。

引き続いて説明をお願いいたします。

議長 日程第10、議第28号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第28号を朗読説明申し上げます。

議第28号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明として、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金を支給する等のため、本条例の一部を改正するものです。

1枚はねていただきまして、69ページをお願いいたします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

また、議案資料17ページ、18ページには新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給する制度を制定するように厚生労働省の通知がございました。これを受けまして、当町の国民健康保険条例でも傷病手当金を支給できるように規定整備を行うものでございます。

今回の改正につきましては、附則に第6条から第8条の3条を追加して、第6条では傷病手当金の支給対象者や支給額を規定し、第7条、8条においては給与との調整を規定するものでございます。

議案に戻っていただきまして、70ページをお願いします。

末尾に附則として、第1条に施行期日、公布の日から施行し、今回追加する傷病手当金の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する規定でございます。

また、第2条としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる保険料の減免についての規定でございます。減免においては、条例、規則、要綱を定めておりますが、申請期限については被保険者の方に有利になるように減免の申請期間を延長する規定を定めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第28号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第11、議第29号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の71ページをお願いいたします。

議第29号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第29号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、73ページをお願いいたします。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

安八町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の19ページをお願いいたします。

安八町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の改正内容は、上位政令の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うものでございます。

また、民法の一部改正により法定利率が改正され、年5%から3%に改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、第5条は非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を定める規定でございます。

第5条第2項第1号の改正は、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日、または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断により疾病の発生が確定した日、これらの略称表記について括弧書きにございますように「事故発生日」という表記に改正するものでござい

す。

これ以降、第5条の第3項、それから2枚はねていただきまして、23ページの第5条関係の別表の下段、備考第1号の改正につきましても同様でございますので、これ以降省略をさせていただきます。

戻っていただきまして、19ページの第5条第2項第2号の改正は、上位政令の一部改正に伴いまして、消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、20ページ中ほどの附則第3条の3の第5項第2号、それから21ページの上段の同条第6項の改正は、民法における法定利率が年5%から3%に改正されることに伴い、本条例中の現規定であります法定利率年5%「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改正するものでございます。

これ以降、1枚はねていただきました22ページの第4条の第7項第2号、それから次の第8項の改正も同様でございます。

22ページをお願いいたします。

最後の第5条関係の別表中の改正につきましては、非常勤消防団員等または非常勤水防団員等が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて補償基礎額を定めるもので、上位政令の一部改正に伴い同政令で定める損害補償に係る補償基礎額の改正に倣って改正を行うものでございます。

議案書の本文、73ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第29号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第12、議第30号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の75ページをお願いいたします。

議第30号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第30号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,554万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億4,714万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

77ページは歳入、78ページから79ページまでは歳出でございます。

いずれも補正前の額71億3,160万6,000円から2億1,554万円を増額し、73億4,714万6,000円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、80ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、令和2年度当初予算と変更がございません。

今回、小学校や中学校の情報教育推進事業を実施するために新たに発行します学校教育施設等整備事業債の限度額を3,750万円とし、地方債の合計を4億8,360万円とするものでございます。

続きまして、81ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、82ページの最上段をお願いします。

款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入、補正額311万1,000円につきましては、安八町中地内の町有地3筆の用悪水路分259.26平方分を工場敷地として一体利用する予定の民間会社への払下げが令和2年4月15日付で完了しましたので、その土地売買に係る土地売払収入を補正するものでございます。

次の2段目、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額3,521万8,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰入れを行うものでございます。

続きまして、83ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

最初に御説明させていただきますが、歳出のうち83ページ以降87ページまでの節区分2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費の人件費関係につきましては、4月の人事異動に伴います科目間の組替えが主な補正内容でございますので、組替えに伴います各科目間での説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それから、今回の補正予算には新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう国庫補助金であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設され、本交付金の財源を有効に活用し、事業の実施に取り組むための予算を計上しております。その中でも公共施設等の感染拡大防止のため、消毒液や飛沫対策パーティションなどの消耗品予算を各事業に予算計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

83ページの上段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の107万2,000円でございます。このうち総務課に係ります補正予算につきましては、地区行政執行経費57万2,000円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金57万2,000円は、1地区の地区集会所の改修工事に対します地区集会所設置補助金を計上するものでございます。

次に、目、財産管理費、補正額、増額の1,386万円でございます。財源内訳としましては特定財源で、国県支出金の国庫支出金1,386万円は、先ほど

の地方創生臨時交付金で総務費国庫補助金でございます。本庁舎管理経費として、節区分の需用費の消耗品費36万円はアクリル製の飛沫対策パーティションなどを購入するためのものでございます。次の節区分、備品購入費1,350万円は、新型コロナウイルス感染症対応のため、公共施設等における移動式空調機等を購入するためのものでございます。

2枚はねていただきまして、87ページをお願いいたします。

87ページの2段目、款、項とも消防費、目、災害対策費、補正額、増額の1,042万9,000円でございます。今回の補正予算は、防災事務経費における2つの事業に係るものでございます。1つ目が中日本高速道路株式会社の管理する名神高速道路の盛土ののり面を利用し、地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所や避難経路を整備するための事業予算が1,000万円と、2つ目が避難所における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業予算が42万9,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金の国庫支出金521万5,000円のうち500万円は社会資本整備総合交付金で、補助率2分の1の消防費国庫補助金でございます。残り21万5,000円は先ほどの地方創生臨時交付金で、総務費国庫補助金でございます。県支出金の21万4,000円は、補助率2分の1の避難所生活環境確保事業費補助金で、コロナウイルス感染症対策に伴う消防費県補助金でございます。節区分の需用費の消耗品費42万9,000円は、各避難所の事前受付において避難者の体温や体調確認を行えるようにするための非接触式体温計を各避難所に整備するものでございます。節区分の委託料の設計委託500万円は、今後、中日本道路株式会社や関係機関との協議を本格的に進めるための詳細設計を行う必要がございますので設計業務を計上するもので、次の節区分の工事請負費500万円は、一時避難場所設置工事に係る工事請負費を計上するものであります。

議長 続きまして、民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 83ページへ戻っていただきますようにお願いします。

83ページ、最上段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額107万2,000円のうち、コミュニティバス運行に関する補正は50万円でございます。財源内訳としまして、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から全額の50万円、節区分として委託料50万円は町のコミュニティバス運行の委託業者に乗客のコロナ感染予防の安全対策として、

車内消毒の追加委託をするものでございます。

1枚はねていただきまして、85ページをお願いいたします。

最下段でございます。款、衛生費、項、保健衛生費、目、斎苑費、補正額8万9,000円。財源内訳として、同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から全額の8万9,000円。節区分、需用費の消耗品8万9,000円は、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、やすらぎ苑に配付します防護服などの消耗品でございます。

議長 続きまして、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の84ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉事務経費、補正額、減額の156万5,000円。特定財源の国庫支出金113万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。節区分の需用費、消耗品費113万5,000円は、福祉避難所における感染症防止対策のためパーティションやフェースシールドなどを購入するものでございます。負担金、補助及び交付金の負担金、減額の270万円は、人事異動によるシルバー人材センター職員の人件費負担分を減額するものでございます。

続いて、目の安八温泉費、補正額、増額の301万8,000円。特定財源の国庫支出金54万5,000円は、地方創生臨時交付金でございます。節区分の需用費、消耗品費54万5,000円は、感染防止対策のため消毒液やパーティションの購入費用でございます。

続いて、85ページをお願いいたします。

項の児童福祉費、目は保育所費、補正額、減額の157万2,000円。節区分の需用費、消耗品197万9,000円は、感染防止対策のため消毒液やパーティションを購入するものでございます。食糧費32万5,000円は、新型コロナウイルス対応のため、給食支援として園児へ提供するお弁当代でございます。特定財源の国庫支出金230万4,000円は、地方創生臨時交付金でこれに充てるものでございます。

続きまして、款の衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、補正額、増額の121万4,000円。特定財源の国庫支出金121万4,000円は、地方創生臨時交付金でございます。節区分の需用費、消耗品費112万4,000円は、保健センターにおける感染防止対策のため、パーティションやスクリーンなどを購入

するものでございます。委託料の業務委託9万円は、集団健診の再開に向けて空調機器の消毒を行うものでございます。

議長 続きまして、建設調整監兼産業振興課長 岡田立君。

建設調整監兼産業振興課長 それでは、議案書86ページをお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業総務費、補正額184万6,000円でございます。財源内訳は、県支出金の人・農地問題解決加速化支援事業費補助金100万円で、残り一般財源でございます。節区分1の報酬の100万円は、市町の人・農地プランの作成の進捗が悪く、国が事務経費に充当できる補助金、補助率10分の10を創設し活用することで、人・農地プランの早期制定を図ろうとしております。当町につきましても人・農地プランの作成中でございましたので、この補助金に対し要望し採択を受けましたので、100万円の補正をお願いするものでございます。節区分2の給料、4の共済費につきましては、人事異動に伴う人件費の組替えによる補正でございます。

続きまして、その下段の目、農業振興費、補正額878万8,000円でございます。財源内訳といたしまして、国庫支出金613万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、また県支出金265万2,000円は、経営所得安定対策事務費補助金と元気な農業産地構造改革支援事業補助金、そしてスマート農業技術導入支援事業補助金でございます。節区分の主なものとしたしまして、委託料の300万円は町特産品のパッケージデザイン等のリニューアルを行うものでございます。また、負担金、補助及び交付金の578万8,000円は、主に営農組織支援推進事業として、農業法人あんぱち北部と農業法人クリーンファーム・まきの機械導入に対し補助採択を受けましたので、補正をお願いするものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 同じく86ページ中段をお願いいたします。

款、項とも商工費、目、商工総務費、補正額、増額の1,600万円。財源内訳といたしまして、全て特定財源、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,600万円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金、負担金1,000万円、補助金600万円。負担金につきましては、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業として、事業者の方への営業時間の短縮等の要請に対する協力金のうち、町負担分3分の1を県へ負担

するものでございます。補助金につきましては、町単独事業で事業所への新型コロナウイルス感染症防止対策などへの補助でございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 続きまして、86ページ最下段をお願いいたします。

款、土木費、項、都市計画費、目、地域づくり費、補正額50万円。財源内訳、特定財源、国県支出金50万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。節区分、原材料費50万円は、花いっぱい運動推進事業として、こども園、小・中学校への花飾り用の苗購入費でございます。長期化した休園、休校措置が解かれ、こども園は先週から通常開園、小・中学校は本日から通常開校となりました。こども園、小・中学校の正門、玄関付近に花を飾り、子供たちが一日も早く新たな環境に慣れ、気持ちよく登園、登校できるよう配慮するとともに、またこれまで子供たちが抱えてきた不安やストレスの緩和を図ることを目的とし、さらには低迷した花卉に関わる事業者の支援を図るため補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 87ページの最下段をお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、補正額、増額の121万円。特定財源といたしまして、国県支出金で、新型コロナ地方創生臨時交付金で33万2,000円。節区分で、人件費を除きまして、10番、需用費、消耗品の33万2,000円につきましては、コロナ対策の消耗品ということで、各学校、小・中学校2本ずつ非接触型体温計等の消耗品を購入するものでございます。88ページをお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額1億838万8,000円。特定財源といたしまして、国県支出金、公立学校情報通信ネットワークで1,500万3,000円、公立学校情報機器整備費で2,673万円、また新型コロナ地方創生臨時交付金の昼食支援ということで127万3,000円、同じく地方創生臨時交付金、GIGAスクール対応ということで1,800万円でございます。地方債といたしましては、学校教育施設等整備債で2,800万円でございます。節区分といたしまして、需用費、食糧費の127万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策ということで、小学校に6月1日から6月5日までの昼食支援をしたものでございます。続いて、節区分、委託料4,825万5,000円に

つきましては、3小学校の校内LAN整備に伴う委託料でございます。節区分、使用料及び賃借料につきましては、パソコンのリース料といたしまして一月分のリース料を計上させていただいております。節区分、備品購入費5,818万9,000円につきましては、タブレット型端末594台分でございます。

続きまして、項、中学校費、目、学校管理費、補正額3,947万7,000円。特定財源の国県支出金につきましては、公立学校情報通信ネットワークで469万3,000円、公立学校情報機器整備費で900万円、新型コロナ対策地方創生臨時交付金の昼食支援ということで88万7,000円、またGIGAスクール構想の交付金ということで1,200万円でございます。地方債につきましては、学校教育施設等整備債ということで950万円でございます。節区分の需用費88万7,000円につきましては、小学校と同じように中学校、登龍中の新型コロナ等感染症の昼食支援でございます。また、委託料につきましては、1,876万9,000円は校内LAN整備費でございます。使用料及び賃借料22万8,000円につきましては、パソコンのリース料一月分を計上してございます。備品購入費につきましては、1,959万3,000円、タブレット型端末200台分を計上してございます。

続きまして、目、組合学校費1,253万3,000円。節区分といたしまして、負担金、補助及び交付金1,253万3,000円につきましては、東安中学校に整備しました校内LAN整備、タブレット端末311台分を計上してございます。

89ページでございます。

項、保健体育費、目、学校給食費、補正額、増額の57万4,000円。特定財源といたしまして、諸収入の42万9,000円は、全国学校給食会連合会からの補助金でございます。節区分、補償、補填及び賠償金57万4,000円は、学校臨時休業対策によります牛乳及びパン及び麺業者への給食の食材の補填でございます。

以上、議第30号、一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第30号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は会期内の各常任委員会で審

查いただくということに決定いたしました。

議 長 日程第13、議第31号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第31号を朗読説明申し上げます。

議第31号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,900万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、93ページ、第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。次ページが歳出でございます。いずれも単位は1,000円。

合計としましては、補正前15億4,800万円、補正額100万円、計としまして15億4,900万円でございます。

95ページをお願いします。

歳入内訳でございます。

歳入は特定財源ですので、歳出で御説明しますので、1枚はねていただきまして、96ページをお願いいたします。

歳出、款、保険給付費、項、傷病手当金、目、傷病手当金、補正額100万円。財源内訳としまして、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金100万円でございます。節区分としまして、負担金、補助及び交付金の負担金100万円は、新型コロナウイルス感染症により労務に服することのできない給与の支払いを受けている被保険者に支給する傷病手当金で、支払う手当金については全額県から町へ交付されるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第31号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第14、議第32号 町道路線の認定についてを議題とし、提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の97ページをお願いいたします。

議第32号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第32号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、98ページをお願いいたします。

こちらは今回路線認定をお願いします路線番号013761号線、芝原中10号線の明細、右の99ページは路線網図でございます。

本路線は結小学校校庭東に位置し、黒矢印で路線を示しております。宅地分譲に伴い、道路用地の寄附がございましたので、新たに町道路線として認定をお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第32号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第15、報第2号 令和元年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の101ページをお願いいたします。

報第2号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第2号 令和元年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、103ページをお願いいたします。

令和元年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書。単位は1,000円でございます。

最上段の款、総務費、項、総務管理費、事業名、プレミアム付商品券事業は、当該商品券の使用期限が令和2年3月31日までで、それに伴います換金事務が令和2年度でも行われるものでございます。翌年度繰越額128万7,000円。財源内訳の既収入特定財源100万円は、当該商品券の販売代金でございます。未収入特定財源として、国県支出金28万7,000円で、内訳として、総務費国庫補助金のプレミアム付商品券事業費補助金25万円と、企画費国庫補助金のプレミアム付商品券事務費補助金3万7,000円でございます。

次に、2段目の款、農林水産業費、項、農業費、事業名、町単土地改良事業は、北今ヶ渚杣ノ戸地内における2路線の道路測量設計業務委託料でございます。翌年度繰越額の771万8,000円。財源内訳の未収入特定財源として、地方債の地方道路整備事業債690万円、残り一般財源81万8,000円でございます。

次の3段目、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業は、中須地内における3路線の道路測量、設計業務委託料でございます。翌年度繰越額1,178万3,000円。財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金648万1,000円は、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金で、地方債の公共事業等債470万円、残り一般財源60万2,000円でございます。

4段目の項、都市計画費、事業名、都市計画事務経費は、市街化編入に係る都市計画決定が令和2年度中まで延長されたことにより、その関連業務の期間延長をする必要がございます。翌年度繰越額350万9,000円。財源内訳の

未収入特定財源のその他として、ふるさと基金繰入金からの200万円、残り一般財源の150万9,000円でございます。

次に、5段目の事業名、都市計画整備道路改良事業は、中地内における1路線の導水路整備工事費、また牧地内における1路線の道路整備工事費でございます。翌年度繰越額4,559万9,000円。財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金2,279万8,000円は、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金で、地方債の公共事業等債2,040万円、残り一般財源240万1,000円でございます。

最下段の款、項とも消防費、事業名、防災事務経費は、名神高速道路における一時避難場所の県道利用の委託料でございます。翌年度繰越額300万円。財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金の150万円は消防費国庫補助金の社会資本整備総合交付金で、残り一般財源150万円でございます。

以上、令和元年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第2号 令和元年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については終わりとさせていただきます。

議長 日程第16、報第3号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の105ページをお願いいたします。

報第3号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

報第3号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、107ページをお願いいたします。

令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。
単位は1,000円でございます。

款、項とも公共下水道費、事業名、処理場整備費。金額、翌年度繰越額とも2,220万円。財源内訳の未収入特定財源、国県支出金1,221万円は社会資本整備総合交付金、地方債990万円は公共下水道整備事業債でございます。

安八浄化センター内における水処理設備の長寿命化事業を日本下水道事業団へ委託し進めておりましたが、事業団発注の工事が入札不調となり、設計の見直し等により発注が遅れ、昨年度内の完成が困難となったことから今年度へ繰り越したものでございます。

以上、公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、報第3号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については終わりといたします。

お諮りします。

各委員会での審査のため、6月9日から6月18日までの10日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。よって、6月9日から6月18日までの10日間を休会することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、6月19日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりくださいませ。また、最初に一般質問を行い、続きまして議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、1時半から議会改革特別委員会を行いますので、1時半に2階ですのでよろしくお願いいたします。御苦労さんでございました。ありがと

うございます。

(散会時間 午後 0 時05分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月8日

議 長 山 中 美恵子

議 員 渡 邊 裕 光

議 員 傍 嶋 邦 博

